# 国が主催したシンポジウム等で特定の意見表明を要請した 事実の有無に関する調査について(報告)

平成23年7月29日九州電力株式会社

- 0 過去に開催された当社が関係する国(経済産業省)主催のシンポジウム等については、
  - 1. 「プルサーマルシンポジウム」(平成17年10月2日 佐賀県玄海町)
- 2.川内原子力3号機の設置に係る「第1次公開ヒアリング」(平成22年5月18日 鹿児島県薩摩川内市) の2件名が対象となり、詳細な事実関係は以下のとおり。
- 1.「プルサーマルシンポジウム」(平成17年10月2日 経済産業省主催)

## (1) シンポジウムの概要

- 1.日 時 平成17年10月2日(日) 13:00~17:45
- 2.場 所 玄海町町民会館文化ホール(佐賀県玄海町)
- 3.目 的 地域の皆様にプルサーマルの必要性や安全性についての理解を深めていただく
- 4.主催 経済産業省
- 5. 内容等・プルサーマルの必要性、安全性について(パネルディスカッション)
  - ・トークセッション、会場からの質問 等

#### (2) 事実関係

- 1) 影響力を行使しうる者(社員、関連企業等)に対し、情報提供あるいは要請を行った事実 (仮にあるとすれば、その内容及び方法)
  - ・ 当社社員(約1,200名)及び協力会社(18社、約1,000名)等に対し、シンポジウムの参加及び発言の呼びか <u>けを実施</u>。 (内容及び方法は、以下の調査結果のとおり)
- 2) 1)に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するように要請した事実
  - ・ 当社社員及び協力会社等に対し、周知・参加呼びかけにあわせて、<u>自主的な発言を呼びかけ。ただし、</u> 具体的発言内容を示すなどの、特定の意見表明の要請は行っていない。

#### (調査結果)

〔本店(原子力管理部、広報部)〕

(注)役職は平成17年10月時点

原子力管理部の部長級社員(プルサーマルG長)は、同部の課長級社員及び広報部の課長級社員に対し、「今後の理解活動のための学習の機会の一環」との考えから、口頭で、当社社員及び協力企業等へ自主的な参加と発言の呼びかけを依頼。

原子力管理部の課長級社員は、玄海原子力発電所次長及び佐賀支店部長(原子力担当)に対し、口頭で、 シンポジウムの参加・発言の呼びかけを依頼。

広報部の課長級社員は、佐賀支店の課長級社員に対し、口頭で、支店管内への参加・発言の呼びかけを依頼。

なお、社長以下の経営層は、当社社員及び協力会社等の参加状況について、報告を受けていた。

## 〔玄海原子力発電所〕

玄海原子力発電所次長は、同発電所内の地元在住社員に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを実施。 同次長は、協力会社(18社)に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを依頼。

なお、発電所長は、発電所次長から一連の状況説明を受けていた。

#### 〔佐賀支店〕

佐賀支店部長(原子力担当)は、支店内の地元在住社員に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを実施。 同支店部長(総務担当)は、取引会社(親睦団体)に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを依頼。

同支店の課長級社員は、伊万里営業所、唐津営業所と連携し、一般市民への参加呼びかけを実施。

なお、支店長は、支店部長から一連の状況説明を受けていた。

#### [参加者総数]

当社の参加·発言の呼びかけにより、当社社員、協力会社等から96名が参加。 (参考) 当日のシンポジウムでは、一般市民を含む参加者総数626名のうち10名が質問

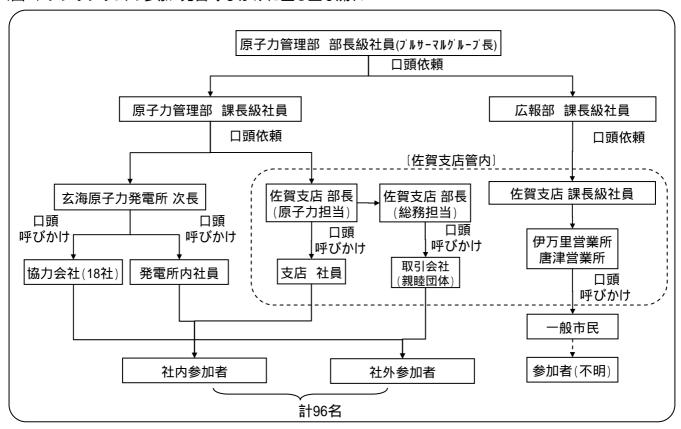
### 〔表1〕 参加状況(平成17年10月2日)

(単位:人)

	社外			社内			
	協力会社 (18社)	関係団体 等(1団体)	計	佐賀支店	玄海(原) 発電所	計	
参加·発言 呼びかけ	1,014	(不明) (約100社)		707	471	1,178	

- 0 当社社員及び協力会社等の参加者数は96名(当時の集約資料で確認)
- 0 一般市民を含む参加者総数626名

## 〔図1〕シンポジウムの参加・発言呼びかけに至る主な流れ



(注1) 数字は、P1の【調査結果】に付された番号に対応

#### [参考] 社内調査概要

- (1) 調査期間
  - · 平成23年7月15日(金)~7月28日(木) 14日間
- (2) 調査対象者
  - ・ プルサーマルシンポジウムに関わった当社社員(16名)
  - · 協力会社社員(5名)
- (3) 調査方法・内容
  - ・ 直接聴き取りや証拠書類(文書)等での確認等
  - ・ 今回の事象の事実関係(指示命令等)、背景、動機等
- (4) 調査体制
  - コンプライアンス関係部署が、中立的な立場から調査を実施。

## 〔表2〕 協力会社等の社外への要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分		
(1)要請日	○ 平成17年9~10月(推定)	○ 平成17年9~10月(推定)		
(2)要請者	0 玄海原子力発電所次長	0 佐賀支店部長(総務担当)		
(3)要請先	<ul><li>原子力関係協力会社(18社)</li><li>発電所常駐の所長</li></ul>	<ul><li>取引会社(親睦団体)(1団体)</li><li>親睦団体の事務局担当者</li></ul>		
(4)要請内容	0 口頭で要請 ・ 発電所常駐の所長が出席する会議体で、参加資格のある社員(地元在住者)への参加呼びかけを依頼 ・ 「自主的な参加と、発言してもらえるなら自主的な発言もお願いします」という程度の内容を伝えた。	0 口頭で要請 ・ 参加資格のある社員(地元在住者)への紹介を 依頼		
(5)協力会社等 の社内での 要請状況	0 参加資格のある社員へ口頭で要請 ・「発言の機会があれば、日頃の思いを語ればよい」 という程度の認識(聴取り結果)			

0 当社社員及び協力会社等の参加者数は96名(当時の集約資料で確認)

# 〔表3〕 社内に対する要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分		
(1)要請日	0 平成17年9~10月(推定)	0 平成17年9~10月(推定)		
(2)要請者	0 玄海原子力発電所次長	0 佐賀支店部長(原子力担当)		
(3)要請先	0 同発電所内の全課長(14名)	0 同支店内の全部長·営業所長·電力所長 (13名)		
(4)要請内容	0 口頭で要請 ・ 各課長以上が出席する「所内会議」で、参加 資格のある社員(地元在住者)への参加・発言 の呼びかけを依頼 ・ 「自主的な参加と、発言してもらえるなら自主 的な発言もお願いします」という程度の内容を 伝えた。  (注) 要請を受けた側は、「行けたら行く程度と受け 止めていた。傍聴しても発言するつもりはな かった。」という程度の認識。(社内聴取り結果)	0 口頭で要請 ・参加資格のある社員(地元在住者)への参加・ 発言の呼びかけを依頼 ・「自主的な参加と、発言してもらえるなら自主 的な発言もお願いします」という程度の内容を 伝えた。  (注) 要請を受けた側は、「行けたら行く程度と受け 止めていた。傍聴しても発言するつもりはな かった。」という程度の認識。(社内聴取り結果)		

0 当社社員及び協力会社等の参加者数は96名(当時の集約資料で確認)

2.川内原子力3号機の設置に係る「第1次公開ヒアリング」(平成22年5月18日 経済産業省主催)

## (1) 公開ヒアリングの概要

1.日 時 平成22年5月18日(火) 9:30~18:23

2.場 所 川内文化ホール(鹿児島県薩摩川内市)

3.目的「原子力発電所の立地に係る公開とアリングの実施に関する規程(経済産業省)」に基づき、 3号機増設に係る諸問題について、広く地元住民から意見を聴くとともに、設置者(当社)に 説明を行わせることにより、地元住民の理解を深めるために開催するもの

4.主 催 経済産業省 (当社は説明者として出席)

5. 内容等 国への事前申込みで選定される意見陳述人(計20名)からの意見・質問に、当社が回答。

・ 傍聴者(約1,200名、事前抽選)は、意見・質問を行うことはできない。

## (2) 事実関係

- 1) 影響力を行使しうる者(社員、関連企業等)に対し、情報提供あるいは要請を行った事実 (仮にあるとすれば、その内容及び方法)
  - ・ 当社社員(325名)、協力会社(20社)、関係団体(2団体)に対し、公開ヒアリングの<u>周知及び傍聴の呼び</u> かけを実施 (内容及び方法は、以下の調査結果のとおり)
- 2) 上記1)に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するように要請した事実
  - · 上記1)の傍聴者は意見·質問を行うことができないため、対象外。
  - ・なお、日頃訪問活動を行っている方々(影響力を行使しえない対象)に対し、意見陳述人としての参加を呼びかけているが、意見陳述人に対し、具体的な発言内容を示すなどの<u>特定の意見表明の要請は行って</u>いない。

#### (調査結果)

[立地本部 電源立地部]

(注)役職は平成22年5月時点

第1次公開とアリングは、地元薩摩川内市では初、当社管内では28年ぶりに開催されることから、社員、協力会社及び地元関係者の関心が高く、「地域の声を聴く貴重な機会」との考えから、同公開とアリングへの周知及び傍聴の呼びかけを検討。

を踏まえ、立地本部電源立地部の課長級社員は、電源立地部長の了承を得て、川内原子力総合事務所副所長及び同所部長に対し、口頭にて以下を依頼。

- 社内関係事業所員及び協力会社等に対し、公開とアリング傍聴の呼びかけを行うこと
- ・ 日頃訪問活動をしている団体や個人に呼びかけ、25名程度が意見陳述人として応募するようにすること

なお、社長以下の経営層は、 及び当社社員・協力会社等の参加状況について、報告を受けていた。

#### [川内原子力総合事務所]

川内原子力総合事務所部長は、口頭で、以下のとおり傍聴の呼びかけを依頼。

- ・同所立地部の課長級社員に対し、当社OB及び川内発電所を通じ、同所員及び協力会社へ呼びかけること
- ・ 原子力発電所次長に対し、同所員及び協力会社へ呼びかけること
- ・ 鹿児島支店部長及び川内営業所長に対し、取引会社へ呼びかけること

同所部長は、所内会議等において全所員に対し口頭で周知。

同所立地部の課長級社員は、当社OB会の地元役員に、口頭・チラシにより傍聴を呼びかけた。また、川内発電所の課長級社員に対し、同所員及び協力会社へ傍聴を呼びかけるよう依頼。

また、同所部長は、同所立地部の課長級社員に日頃訪問活動を行っている団体や個人に対し、傍聴者及び意見陳述人としての参加を呼びかけるように依頼。

同所立地部の課長級社員は、同所立地部の副長級社員とともに日頃訪問活動を行っている団体や個人に口頭・チラシにより傍聴者としての参加及び意見陳述への応募を呼びかけ、結果、意見陳述人については21名の応募を確認した(うち15名が国により選定)。

なお、同事務所長は、これらの状況の報告を受けていた。

#### [川内原子力発電所]

川内原子力発電所次長は、同発電所の課長級社員に対し、同所員及び協力会社への傍聴の呼びかけを依頼。

同発電所の課長級社員は、同所員及び協力会社(計12社)の社員に、口頭・チラシにより傍聴の呼びかけを 実施。

なお、同発電所長は、これらの状況の報告を受けていた。

#### 〔川内(火力)発電所〕

川内発電所の課長級社員は、同所員及び協力会社(計10社)の社員に、口頭・チラシにより、傍聴の呼びかけを実施。

なお、同発電所長は、これらの状況の報告を受けていた。

#### (鹿児島支店)

鹿児島支店部長及び川内営業所長は、取引会社(親睦団体)に対し、口頭・チラシにより傍聴の呼びかけを 実施。

なお、同支店長は、これらの状況の報告を受けていた。

#### [参加者総数]

当日のヒアリングでは、一般市民を含む総数903名が参加したが、当社の呼びかけにより、当社社員、協力会社から337名が傍聴者として参加。(ただし、傍聴者からの意見表明の機会はない)

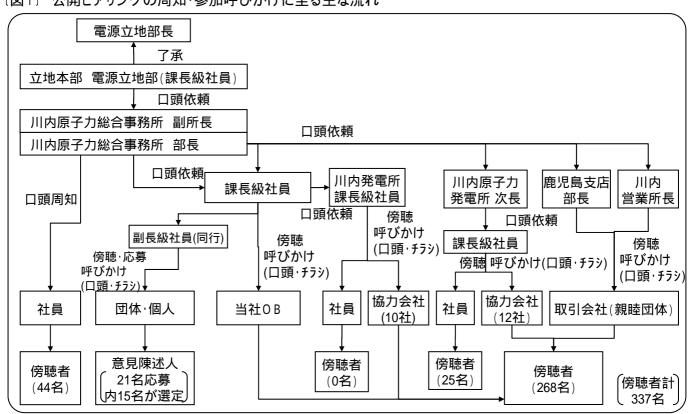
一般市民を含む 参加者総数 903

## 〔表1〕参加状況(平成22年5月18日)

				(単1	立∶人)			
	社外			社内				
	協力会社 (20社)	関係団体等 (2団体)	計	川内(原) 総合事務所	川内(原) 発電所	川内 発電所	計	合計
周知·傍聴 呼びかけ	(不明)	(不明)		51	269	5	325	
参加者	71	197	268	44	25	0	69	337

(注) 当時の詳細資料等がないため、関係者への聴取り等により推定(参加者数は出席予定者数を記載)

## [図1] 公開ヒアリングの周知・参加呼びかけに至る主な流れ



(注1) 数字は、P3~4の【調査結果】に付された番号に対応。

## 〔参考〕社内調査概要

- (1) 調査期間
  - · 平成23年7月15日(金)~7月28日(木) 14日間
- (2) 調査対象者
  - ・ 川内原子力3号機新設に関わる部署の当時の管理職を中心に39名
  - ・ 呼びかけ等を受けた協力会社等の社員4名
- (3) 調査方法・内容
- ・ 直接聴き取りや証拠書類(文書)等での確認等
- ・ 今回の事象の事実関係(指示命令等)、背景、動機等
- (4) 調査体制
  - ・コンプライアンス関係部署が連係し、中立的な立場から調査を実施。

## 〔表2〕 社外(協力会社等)及び社内への周知・案内

	社 外	社 内
(1)要請日	0 平成22年4~5月頃(推定)	0 平成22年4~5月頃(推定)
(2)要請者	<ul><li>の 川内原子力総合事務所の課長級社員</li><li>の 川内原子力発電所の課長級社員</li><li>の 川内発電所の課長級社員</li><li>の 鹿児島支店部長、川内営業所長</li></ul>	<ul><li>の 川内原子力総合事務所部長</li><li>の 川内原子力発電所の課長級社員</li><li>の 川内発電所の課長級社員</li></ul>
(3)要請先	<ul> <li>協力会社(20社) (注) 2社は両発電所共通</li> <li>・川内原子力発電所関係 12社</li> <li>・川内発電所関係 10社</li> <li>・関係団体等(2団体)</li> <li>・取引会社(親睦団体) 1団体</li> <li>・当社OB会 1団体</li> </ul>	<ul><li>0 下記事業所の全所員</li><li>・ 川内原子力総合事務所 (51名)</li><li>・ 川内原子力発電所 (269名)</li><li>0 川内発電所の管理職 (5名)</li></ul>
(4)要請内容	0 口頭·チラシ配付にて要請 ・3号機増設に係る諸問題への理解を深めていた だくため参加を呼びかけ	0 口頭にて要請 ・理解活動に役立つため業務に支障のない 範囲での参加を呼びかけ
(5)協力会社等 の社内での 要請状況	0 口頭・チラシで要請	
(6)参加状況	○ 要請に基づ〈参加者数: 268名	○ 要請に基づ〈参加者数: 69名

(注) 当時の詳細資料等がないため、関係者への聴取り等により推定。

## 3.今回調査の総括

プルサーマル及び川内3号機の設置に係るシンポジウムや公開とアリング等において、当社から当社社員及び協力会社等に対し、今後の理解活動のための学習の一環として、自主的とはいえ、参加を呼びかけたことは、国のイベントの主旨を考慮すると配慮が欠けた対応であった。

また、当社から、第三者の立場を装って、具体的な賛意を指示するなど、特定の意見表明を要請することは行っていないものの、当社社員や協力会社等に対し、自主的とはいえ、発言を呼びかけたことは、今後、改善すべき点と考える。

## 4. 今後の対応

0 今回事象における問題点及び今後の対応策については、県民説明番組への投稿要請と併せ、社外有識者で構成する「アドバイザリーボード(名称:第三者委員会、平成23年7月27日設置)」による検討結果に含め、最終報告書として取りまとめ(平成23年9月末目途)、信頼回復に向けた施策を推進する。

以 上